

〇〇取引所における最終価格	円
× 発行済投資口総数口 =	円
ハ 当法人は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された投資証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。	
(参考)	
(年 月 日の募集)	
発行価額	円
(年 月 日の売出し)	
売出価額	円
総額	円

〇〇取引所における最終価格	円
× 発行済投資口総数口 =	円
ハ 当法人は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された投資証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。	
(参考)	
(年 月 日の募集)	
発行価額	円
(年 月 日の売出し)	
売出価額	円
総額	円

(様式2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面											
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">会社名 _____</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職氏名 _____</p> </div>											
<p>1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。</p> <p>2 当社は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。</p> <p>(参考)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>(年 月 日の募集)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(年 月 日の売出し)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売出価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td>円</td> </tr> </table>		(年 月 日の募集)		発行価額	円	(年 月 日の売出し)		売出価額	円	総額	円
(年 月 日の募集)											
発行価額	円										
(年 月 日の売出し)											
売出価額	円										
総額	円										

(様式2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面											
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;"> <p>会社名 _____</p> <p>代表者の役職氏名 _____</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">社 印</div> </td> </tr> </table> </div>		<p>会社名 _____</p> <p>代表者の役職氏名 _____</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">社 印</div>								
<p>会社名 _____</p> <p>代表者の役職氏名 _____</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">社 印</div>										
<p>1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。</p> <p>2 当社は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。</p> <p>(参考)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>(年 月 日の募集)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(年 月 日の売出し)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売出価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td>円</td> </tr> </table>		(年 月 日の募集)		発行価額	円	(年 月 日の売出し)		売出価額	円	総額	円
(年 月 日の募集)											
発行価額	円										
(年 月 日の売出し)											
売出価額	円										
総額	円										

13-2 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長）」、「事務連絡者氏名」、「連絡場所」及び「電話番号」については省略することができる。

13-2 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長）」、「発行者である会社印の印影」、「発行者の代表者印の印影又は代表者の署名」、「代理人印の印影及び代理人の署名」、「事務連絡者印の印影」、「事務連絡者氏名」、「連絡場所」及び「電話番号」については省略することができる。